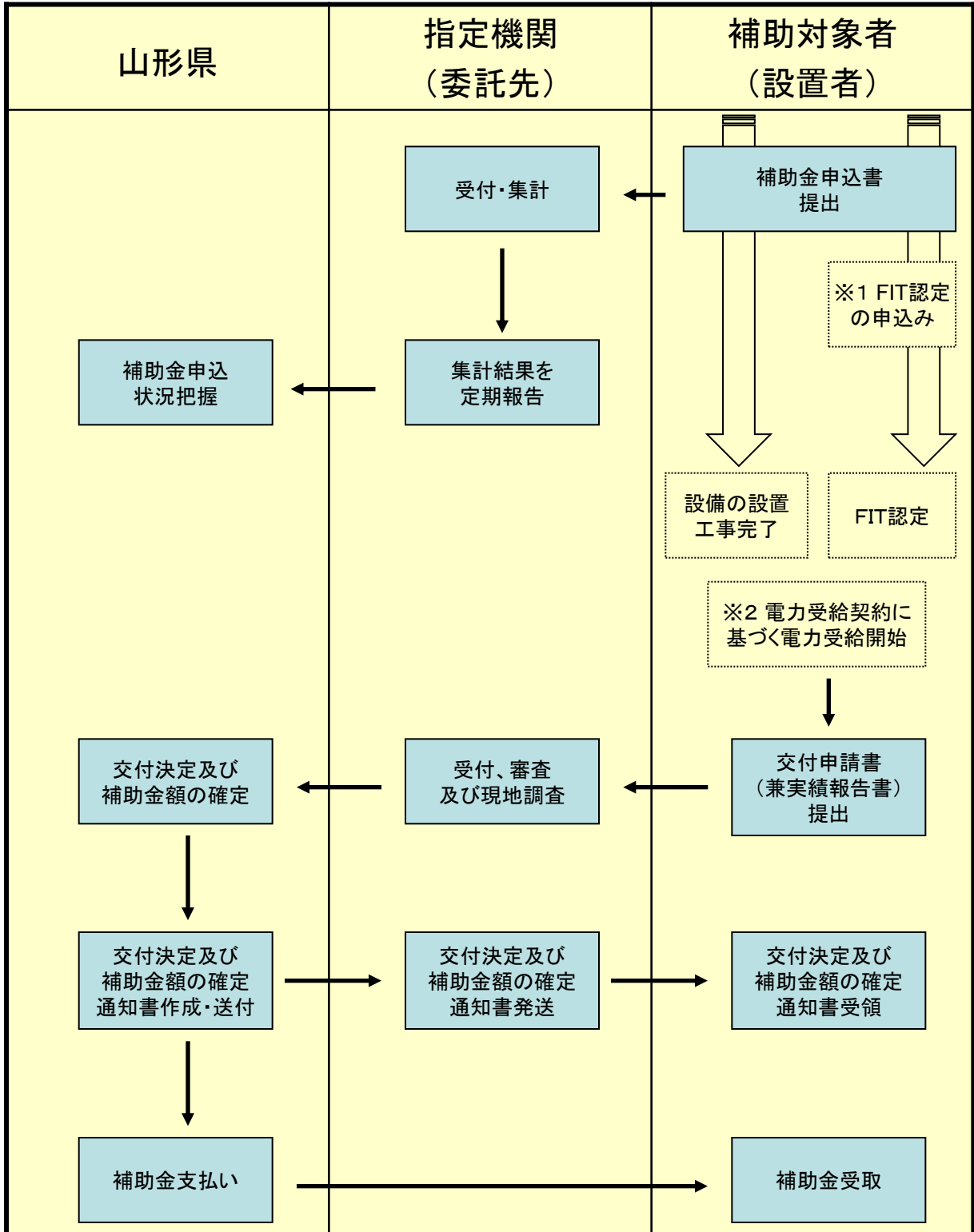


補助金の申込から交付までの手続きの流れ①

＜蓄電池設備＞



【注】蓄電池に対する補助金を利用するには、新規の太陽光発電設備を同時に導入し、売電を開始することが必要です。太陽光発電設備を導入してFIT売電をするためには、FIT認定(※1)と電力受給契約(※2)が必要です。

※1 FIT認定は、資源エネルギー庁が指定する電子申請により申込みを行ってください。なお、認定までの標準期間は3か月と示されており、3か月を超えて認定となった事案もありますのでご注意ください。

※2 電力会社(東北電力等)に申込み、設備の検査を受けたうえで契約し、電力の受給が開始されます。

補助金の申込から交付までの手続きの流れ②

＜木質バイオマス燃焼機器、太陽熱利用装置、地中熱利用装置＞

